

19 歳以上 23 歳未満の被扶養者に係る認定について

伊藤ハム米久健康保険組合

2025年度税制改正において、現下の厳しい人手不足の状況における就業調整対策等の観点から、19歳以上23歳未満の方に対する「特定扶養控除」の要件が見直され、「特定親族特別控除」の創設が行われました。

これらを踏まえて、厚生労働省保険局長通知「19歳以上23歳未満の被扶養者に係る認定について」が発出され、当該対象者の被扶養者認定の取扱いが変更となります。

概要

60 歳未満の方が健康保険の被扶養者と認定されるためには年間収入が 130 万円未満であることが条件でしたが、19 歳以上 23 歳未満の方につきましては、年間収入が 150 万円未満に変更となります。

【変更前】

被扶養者の年齢	収入基準
60 歳未満の方	130 万円（月額 108,333 円／日額 3,612 円）未満

【変更後】

被扶養者の年齢	収入基準
19 歳以上 23 歳未満の方 (被保険者の配偶者を除く)	150 万円（月額 125,000 円／日額 4,167 円）未満
上記以外の 60 歳未満の方	130 万円（月額 108,333 円／日額 3,612 円）未満

- ・被保険者の配偶者は、変更前の収入基準が適用となります。

【適用開始日】

2025 年 10 月 1 日

注意事項

- * 対象者の年間収入以外の認定要件については変更ありません。
- * 適用開始日以降に認定や確認を行うものに限ります。審査時点が開始日以降であっても認定日が 2025 年 9 月 30 日までの扶養申請の場合は 130 万円基準で審査を行います。
- * 先日案内した「20250825 被扶養者調査実施について.pdf」(8/22 お知らせ一覧に掲載)は適用開始前となりますので、130 万円基準で審査を行います。